

ぽんぽこ村 青い鳥テレワークセンター 利用規約

ぽんぽこ村 青い鳥テレワークセンター（以下、当センターという）は、育児、介護にかかわる人を対象にテレワーク環境を提供する施設です。本規約は当センターの利用について必要な事項を定めたものです。利用者は本規約に従い当センターを利用するものとします。

第1条（運営団体）

当センターは社会福祉法人青い鳥福祉会が運営します。

第2条（利用対象者）

- 1 当センターの利用対象者は青い鳥保育園、青い鳥学童クラブ、幼老複合施設「ぽんぽこ村」の利用者並びに、育児、介護においてテレワーク環境を必要とする個人とします。
- 2 その他、社会福祉法人青い鳥福祉会が利用を認めた個人、団体を対象とします。

第3条（利用設備）

当センターは幼老複合施設「ぽんぽこ村」に設置し、次の設備が利用できます。

- (1) ワークデスク
- (2) テレビ会議室
- (3) インターネット接続
- (4) 無線LAN
- (5) デジタル複合機（コピー、プリンター）
- (6) その他

詳細は、当センターの案内ホームページを参照下さい。

第4条（利用日、利用時間帯）

- 1 当センターの利用は、平日午前9時から午後5時までとします。土日祝日及び年末年始、夏季等を除きます。
 - 2 その他、予告なく利用日、利用時間帯を変更する場合があります。
- 詳細は、当センターの案内ホームページを参照下さい。

第5条（利用手続き）

- 1 当センターを利用する場合は、事前に、利用者自らが当センターの案内ホームページに従い、利用予約を行って下さい。
- 2 利用開始時に青い鳥保育園の事務室（以下、事務室）にて受付を行い、入退室用カードを受け取って下さい。
- 3 受付の際、本人確認のために身分証明書の提示を求める場合があります。不適切な利用が想定される場合は利用を許可しない場合があります。
- 4 利用時間中は、常に入退室用カードを携帯し、ストラップを使い他者に見やすい形で携帯して下さい。また、他の利用者の迷惑にならないように静粛な利用をお願いします。
- 5 利用時間を厳守し、終了時刻がきたら速やかに利用を終了し、入退室用カードを事務室に返却して下さい。万一、返却を忘れた場合は速やかに事務室に連絡して下さい。
- 6 入退室用カードの他者への貸与は禁止します。
- 7 入退室用カードを紛失、毀損した場合はカード代金、設定変更費用等の損害額を弁償して頂きます。

第6条 (利用料金)

- 1 当センターの利用料金は、青い鳥保育園、青い鳥学童クラブ、幼老複合施設「ぽんぽこ村」の利用者は無料とします。
- 2 前項以外の利用者は、半日（4時間まで）500円、1日（4時間以上8時間まで）800円とします。
- 3 但し、社会福祉法人青い鳥福祉会が利用を認めた個人、団体の利用料金は、別途、社会福祉法人青い鳥福祉会が定めるものとします。
- 4 いずれの利用者においても、デジタル複合機（コピー、プリンター）を利用した場合は、別料金を請求します。

第7条 (安全管理)

- 1 当センター利用中は利用者が自らの責任において防災、防犯等の安全管理を行って下さい。
- 2 当センター利用者は非常時に備え非常口、防災設備の位置や利用方法等をあらかじめ熟知して下さい。
- 3 当センターの安全管理上必要と判断した場合は、センター内に立ち入ることがあります。また、防災上必要と判断した場合は利用の中止をお願いします。
- 4 当センター利用者は情報セキュリティについて細心の注意を払い、情報漏えい等の事故が発生しないように、利用者が自らの責任において十分な情報セキュリティ対策を行って下さい。

第8条 (禁止事項)

- 1 当センター内の設備は各利用手引きに従って使用して下さい。利用手引きに記載されていない使用・操作、機器・什器・備品の持ち出し、移動、消耗品の補充並びに、当センター及び他の利用者の情報通信機器への不正侵入、不正使用、盗聴・のぞき見、情報改ざん等のハッキング・クラッキング行為は固く禁止します。
- 2 当センター利用中に他者への迷惑行為、暴力行為、反社会的行為等を行った場合又は、当センターの主旨に反する利用、公序良俗に反する利用、その他不適切な行為、利用が行われた場合、若しくは行われる可能性があると判断された場合は、直ちに利用許可を中止し、退去して頂きます。
- 3 当センターへの危険物の持込みは一切禁止します。

第9条 (免責及び損害賠償)

- 1 当センターの利用において生じた損害、盗難、破損事故、人身事故、情報漏えい等の全ての損害又は事故について、その原因の如何を問わず、当センターは一切の責任を負いません。
- 2 天変地異、関係各省庁からの指導、その他当センターの責に帰さない事由により利用を中止した場合、その損害について当センターは一切の責任を負いません。
- 3 当センターは、利用者が使用するいかなる機器及びソフトウェアについて一切の動作保証はいたしません。
- 4 当センターの利用者が建造物、設備、機器・什器・備品等を毀損若しくは紛失した場合又は、第8条（禁止事項）に該当する行為によって当センター及び第三者に損害が生じた場合、その全額を賠償請求いたします。

第10条 (遺失物の扱い)

当センター内での遺失物は1ヶ月間保管した後、処分します。

第11条 (規約の変更)

本規約は予告なく変更することができるものとします。

社会福祉法人青い鳥福祉会
〒939-2252 富山県富山市上大久保 892
電話番号 076-467-0928